

奈歯国発第128号
令和2年10月26日

組合員 各位

奈良県歯科医師国民健康保険組合
理事長 仲 秀 俱

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の 適用期間延長について

平素は国保組合運営にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年5月19日付、奈歯国発第30号にてお知らせしておりました、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきましては、適用期間を令和2年1月1日から同年9月30日までと定めておりましたが、今般、令和2年12月31日まで延長することといたします。

支給対象者や支給額の変更はありません。

申請される場合は事前に事務局までご連絡ください。

申請書は奈歯国保ホームページ（<http://kokuho.nashikai.or.jp>）からダウンロードしていただけます。

注：国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）

②勤務状況、②の期間の賃金支給状況は4ヶ月分（欠勤月＋欠勤前月から3ヶ月分）を申請書2枚にご記入下さい。（例：8月にコロナ感染の場合、5～8月分）

・新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間延長について

令和5年3月31日まで延長となっております（令和4年11月29日更新）

・以前、申請に必要であった、国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）は不要となりました。（令和4年9月9日更新）

・事業主記入欄は、必ず記入・捺印下さい。